



第519号

昭和49年12月20日

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所

八尾市本町1 TEL(91)3881

印刷所 サンケイ印刷株式会社

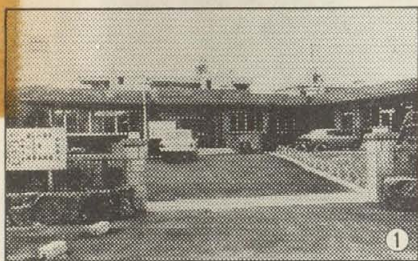
市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるこびに生きましょう。

市の動き

昭和49ねん やお こんなことがありました

1月

- 標準価格制スタート(灯油、プロパン、2月1日からはトイレトペーパー、チリ紙にも適用)
- 安中診療所完成(写真①)
- 府道恩智東大阪線にバス優先道路
- 南山本小に通学専用橋



2月

- 市が八尾学園と府立八尾養護学校に玉串川のアヒルをプレゼント
- 高安山で“列車救助合同訓練”
- 市内最高齢者の樋元タキさん(103歳)死去

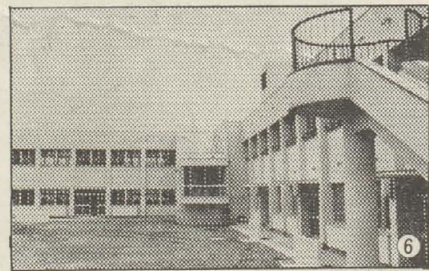
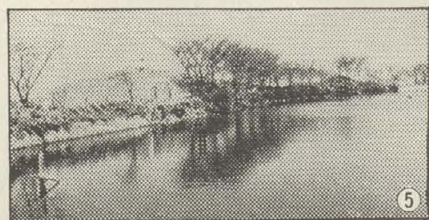
3月

- 桂公園完成(桂町4丁目)
- 盲人用点字電話帳を発行(200部)(写真②)
- 南高安中新校舎しゅん工(写真③)
- 市民憲章推進協議会が桜の苗木を配布(八尾市連合青年会々員が植樹)
- 公民館講座への申し込み大にぎわい(写真④)
- 吉田次良収入役退任



4月

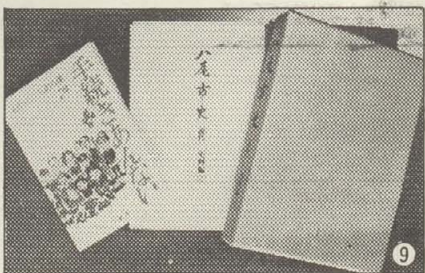
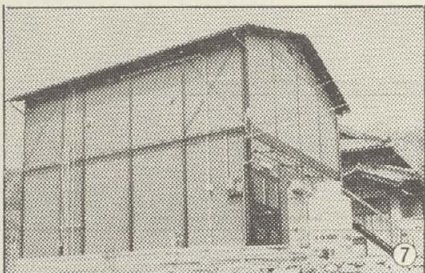
- 新収入役に生野卓男氏就任
- 心合寺山古墳の化粧直し(写真⑤)
- 高砂保育所完成(写真⑥)
- 大雨により床上浸水9世帯、床下浸水203世帯の被害
- 市と市民憲章推進協議会がグラジオラスの球根配り
- 小鳥文庫に巡回専用車
- 大聖勝軍寺で“一願不動明王”の安置式
- 表町筋を“きぼうの広場”として道路開放
- 商工会議所で新入社員を励ます集い



5月

- 花どころ神立に球根、花き出荷時期調整用の共同冷蔵庫が完成(写真⑦)
- 姉妹都市ベルビュー市から作品集が到着(写真⑧)
- 消防署がねたきり老人宅などに消火器を設置
- 手続きあんない“わたくしたちの八尾'74”を全世帯に配布(写真⑨)

- 市議会議長に和田一二氏、副議長に宮西栄太郎氏(5月臨時市会)



6月

- 寄贈された原乳で牛乳プロ(老人福祉センターで)

7月

- “きぼうの広場”で子供祭り(写真⑩)

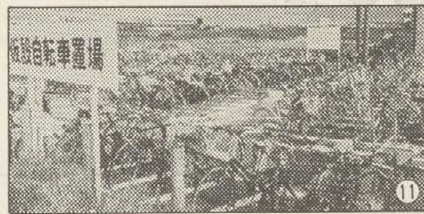


8月

- 八尾体育会館が完成
- 社会を明るくする運動を推進

9月

- 新駅前広場予定地に仮設自転車置場を設置(写真⑪)
- 志紀小で創立100周年記念碑の除幕式
- 市内で桜の狂い咲き
- 石坪 晃助役退任

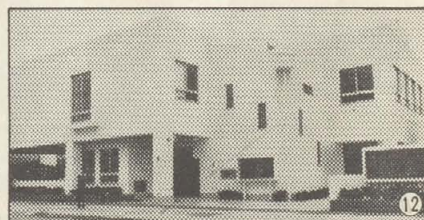


10月

- 市と市民憲章推進協議会がチューリップの球根配り
- 志紀出張所が志紀文化センター内に移転
- 大和川河川敷公園が一部完成

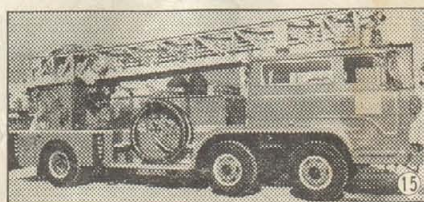
11月

- 志紀文化センターがオープン(写真⑫)
- 消防本部(署)が新庁舎に移転(写真⑬)
- 新助役に菅野喜一郎氏
- 八尾市史(近代)史料編IIを発行(写真⑭)
- 近鉄八尾駅付近線路高架化工事起工式(写真⑮)



12月

- 消防署に32m級のハシゴ車(写真⑮)



やお市政だより

第519号

2

昭和49年12月20日

市の行事

12/26 (木)	家児 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター 青少 ☆一般スポーツ教室() 17.30-21.00 / 法律 ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
27 (金)	家児 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所 教育 融資
28 (土)	☆仕事納め
29 (日)	
30 (月)	
31 (火)	☆大晦日
1/1 (水)	☆元日
2 (木)	☆初荷
3 (金)	
4 (土)	☆仕事始め
5 (日)	☆少年を守る日
6 (月)	教育 家児
7 (火)	交通 ☆七草 ☆出張献血 10.00-15.00 市民病院 融資 ☆ツベルクリン反応 9.15-11.00 八尾保健所 ☆出初め式 10.00- 八尾中校庭
8 (水)	行政 ☆八日戎 家児 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 教育 ☆幼児歯科相談(フッ素塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所
9 (木)	家児 ☆BCG接種 9.15-11.00 八尾保健所 青少 ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 更生 法律
10 (金)	家児 ☆十日戎 教育 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 融資 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(46年7月生まれ男児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆第9回郷土史講座申込受付開始(-19日) 9.00-17.00 労働会館(山本町)

●第22回八尾市成人祭を行います



市、市教委、市選管では、新しく成人となられる若人をはげまし祝福するため、次のとおり成人祭をひらきます。

☆とき 昭和50年1月15日(成人の日) 午前10時30分～

☆ところ 教育センター

☆対象 昭和29年4月2日から30年4月1日までに生まれた人(案内状をお送りします)

《郷土史講座を開講》

労働会館では、第9回郷土史講座を次のとおり開講します。

☆とき 昭和50年1月22日～3月26日 毎水曜日午後6時～8時

☆ところ 労働会館(山本駅前)

☆募集人員 80名(先着順)

☆申込受付 50年1月10日～19日(月曜休館)午前9時～午後5時 同会館で(申込用紙は会館にあります)

《住民登録は正確に》

選挙の際、選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

選挙人名簿への登録は住民登録をもとに行っています。したがって正しい住所地に住民登録をしていない場合、入場整理券が届かなかったり、投票できなくなる場合があります。

来春には統一地方選が予定されています。まだ住民登録をしていない方はいますぐ登録してください。また、住所を変更した場合、必ず14日以内に市民課または出張所に届け出てください。

《国土利用計画法の施行 近づく》

近く国土利用計画法が施行されますが、この法律の施行によって一定規模以上の土地(市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡、その他の区域10,000㎡)を売買しようとするときは、土地の所在する市町村長を経由して知事に届け出が必要となります。

知事は予定価格や利用目的を審査し、必要と認められた場合には契約締結の中止などの勧告を行い、従わないときは公表することになります。

また、一定規模以上(届け出制と同じ)の土地のうち、昭和44年1月1日以降に取得されてなお未利用のもの、および法施行後に取得されて以後3年間未利用のものについて、知事が遊休土地として所有者に通知し、その土地の利用促進についての助言、勧告をすることができます。

このほか、この法律に関するくわしいお問い合わせは市用地課(電93-5291)まで。

なお、用地課をはじめ、市民相談室、出張所の窓口にパンフレットを備えていますのでご利用ください。

《便槽に水を入れなくて》

そうじなどで便槽に水を入れずとし尿くみ取り作業の能率が低下します。これがひどくなると、以前のように定期収集が遅れる原因となりますので、できるだけ水を入れぬようご協力をお願いします。

《公給領収書を受けとりましょう》

料理店、バー、飲食店などを利用したときは、必ず公給領収書を受け取りましょう。

公給領収証を受け取ることによって、お支払いになった料理飲食等消費税が府に納められます。

《師走のまちから交通事故をなくそう》

12月に入ると、町は人と車で大変混雑するうえ、酒を飲む機会も多くなり、例年交通事故が増加します。

みんなで交通ルールを守り、事故にあわないよう、事故を起こさないようにしましょう。

《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和49年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産税評価のための実地調査を行っています。

これらの建物は、来年度(昭和50年度)から固定資産税賦課の対象となります。調査員が調査にうかがった際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのこまかい説明をしますが、ご不審な点がある場合は、市税務課(電91-3881内線258)までご連絡ください。

なお、この調査は昭和50年1月末頃まで行いますのでご協力をお願いします。

- 家児** = 家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で
- 青少** = 青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで
- 交通** = 交通相談 **法律** = 法律相談(当日午後0時45分受付)
- 行政** = 行政相談 いずれも13時～16時 市民相談室で
- 教育** = 教育相談 9時～ 教育相談室で
- 更生** = 更生相談 10時～16時 社会福祉会館で
- 融資** = 中小企業融資相談 10時～12時 産業課で

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

やお市政だより

第519号

3

昭和49年12月20日

お知らせ

年末年始のこと

■年末の事務は28日午前中まで
年始は1月6日からです

電 91-3881 内線214

市役所、水道局、社会福祉会館、市立病院などの事務は、年末は12月28日午前中まで、年始は1月6日(月)からです。なお、年末は混雑が予想されますのでご利用の方はなるべく早目におこしください。

■年末年始のゴミ、し尿収集は
次のとおりです

電91-7345-6 (清掃事業所)
電91-3881 内線361 (衛生課)

年末年始のゴミ、し尿収集は次のとおりです。

【ゴミ】 年末の普通ゴミ収集は12月30日まで、粗大ゴミ収集は28日までです。年始はともにも1月6日から収集を始めます。

☆普通ゴミ 12月28日(土)=水・土曜日収集地区の最終日、29日(日)=月・木曜日収集地区の最終日、30日(月)=火・金曜日収集地区の最終日です。29、30両日は通常の収集曜日を一日繰り上げていますのでご注意ください。

☆粗大ゴミ 年末最終日は12月28日です。年始(1月1日~4日)に収集予定の地区については、第4面に掲載の「粗大ゴミ収集予定表」をごらんください。

【し尿】 12月28日まで収集し、年始は1月6日から再開します。

■小児科急病者の診療を行います

電 91-3881 内線359

市立休日小児科診療所では、12月31日~1月3日までの4日間も診療を行います。

☆診療時間 午前10時~正午、午後1時~3時

☆ところ 市立病院内
必ず健康保険証をご持参ください。なお、小児科の救急患者以外は診療できません。

保育所のこと

■来春入所の保育児を募集します

電 91-3881 内線283

市では、来春入所の保育児を次のとおり募集します。

☆申請書の交付 12月20日から各保育所または社会福祉会館内児童課で

☆申請書の受付日程

昭和50年1月14日(火) 荘内保育所(荘内町2-1-27)、八尾隣保館保育所(南本町3-4-5)

16日(木) 山本南保育所(山本町南2-4-5)、仮称堤保育所(堤町1-7)

17日(金) さくら保育園(福万寺町4-14) 仮称緑ヶ丘ふじ保育園(緑ヶ丘1-50)

20日(月) 千塚保育園(千塚150-1)、高安保育所(教興寺222)

21日(火) 母木保育園(恩智77-1)、あけぼの保育園(都塚71)

22日(水) 弓削保育所(志紀町西3-12) 志紀保育園(田井中2-66)、若竹保育園(田井中594)

23日(木) 亀井保育所(亀井町2-4-8) みよし保育園(太子堂2-3-22)

24日(金) 久宝寺保育所(久宝寺2-1-9)、ふじ保育園(山城町5-2-6)、ふじ第2保育園(山城町2-41-16)、久宝まぶね保育園(末広町5-1-12)

西郡、桂、高砂、安中各保育所については後日、お知らせします。

☆申請 必ずお子さんを連れて、保護者が希望の保育所、保育園まで(郵送不可)。ただし、仮称堤保育所は山本南保育所で、若竹保育園は志紀保育園で、ふじ第2保育園はふじ保育園で受け付けます。

時間はいずれも午前10時~午後3時。

このほか、1月26日(日)午前9時~正午の間、児童課で全保育所分を受け付けます。※ご注意 申請手続きは必ず上記日時までにしてください。それ以降になりますと、原則として、昭和50年4月1日付け入所の審査対象に含まれない場合があります。また、申請されても家庭の保育状況により入所できなかったり、定員に余裕がなくて待機していただくことがあります。

お問い合わせは児童課まで。

学校のこと

■昭和50年度小学校就学予定児の健康診断を行います

電 91-3881 内線472~4

市教委では、昭和50年度小学校就学予定児の健康診断を次の日程で行います。

当日は必ず保護者または保護者に代わる方がつきそい、就学通知書でご案内した学校でお受けください。

＜日程＞

1月17日(金) 八尾小、山本小、用和小、久宝寺小

20日(月) 竜華小、大正小、桂小

21日(火) 安中小、南高安小、北高安小、曙川小

22日(水) 竹淵小、北山本小、志紀小、高美小

23日(木) 中高安小、長池小、東山本小、美園小

24日(金) 南山本小、永畑小、刑部小

☆受付時間 午後1時~2時(学校によって変更することがありますので、学校の指示にしたがってください。)

なお、都合で検査日に受けられなかった方を対象に、次のとおり健康診断を行います。

1月30日(木) 労働会館(山本町)で

31日(金) 労働会館分館(植松町)で

☆受付時間 いずれも午後1時30分~3時

くわしくは市教委保健福祉課までお問い合わせください。

幼稚園のこと

■昭和50年度市立幼稚園入園児を募集します

電 91-3881 内線466

市教委では、昭和50年度市立幼稚園入園児を次のとおり募集します。

☆資格 本人および保護者の住所が八尾市内にある小学校入学前1年の幼児(昭和44年4月2日から45年4月1日までに生まれた幼児)

☆願書の交付 昭和50年1月13~17日の午後1時~4時(祭日は除く)

☆願書の受付 昭和50年1月20日~24日の午後1時~4時、各幼稚園で。(郵送不可)

なお、出願の際、住民票(家族全員の写し)とハガキ1枚(あて名欄に保護者の住所氏名を記入)をご用意ください。

くわしくは市教委学事係まで。

予防接種のこと

■定期3種混合予防接種を行います

電 91-3881 内線360

定期3種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)予防接種第1回目を次のとおり行いますので、該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 1期=生後3~36カ月の乳幼児 2期=1期終了後10~24カ月の幼児

☆接種の受け方 1期は3~8週間の間隔で3回、2期は1期終了後10~24カ月の間に1回

＜日程＞

1月13日(月) 中高安幼、用和小

14日(火) 曙川小、志紀幼

16日(木) 竜華幼、大正幼

20日(月) 安中解放会館、安中小

21日(火) 山本小、桂解放会館

22日(水) 南高安小、南山本小

23日(木) 竹淵小、久宝寺小

24日(金) 北山本小、八尾小

時間はいずれも午後2時から3時30分まで
なお、当日は体温を記入、捺印し、必要事項を記入した母子手帳、予防接種手帳と上履きを持参してください。

お問い合わせは衛生課まで。

監査のこと

■民生部福祉事務所、児童課の監査を行いました

電 91-3881 内線526

このほど福祉事務所、児童課の監査を行いました。今回の監査は、福祉事務所については昭和45年度から昭和48年12月まで、児童課については昭和45年度、46年度の事務が関係法令にしたがって、適正にかつ効率的に行われているかどうかについて行ったものです。

＜福祉事務所＞ 1. 伺書綴=整理状況はお

おむね適正に整理されていましたが、索引目次に番号、件名が記載されているものの、伺書が他の課に保管されているものが見うけられました。福祉事務所において起案したものであれば、これの写しを添付し、文書事務の完結をはかるよう指導しました。

2. 資金前渡金出納明細書綴=収入、支出残額は適正に記入されていました。なお、使用済みの預金通帳が廃棄されていましたが、今後は出納明細書との照合ができるよう通帳を保管しておくよう注意しました。

3. 生活保護法による徴収金徴収簿及び納付通知書綴ならびに収入済通知書=生活保護法による返還金の徴収状況について各関係書類を照査したところ、おむね適正に収納されていましたが、一部納付通知書綴において領収書の添付のないものがありましたので注意を促しました。

4. 扶助費の個人負担金徴収=福祉6法により施設に措置した際の個人負担金の徴収はおむね適正に行われていることを認めました。

5. 生活保護費の支払い事務=支払い事務の改善については、さらに検討を加えるとともに、保護費の精算にあたっては財務規則の規定により処理するよう要望しました。

6. 予算の執行事務=執行事務はおむね適正に行われていたが、経費の流用による執行については、特に留意するよう促しました。

7. 出張命令カード綴=①復命者の印鑑もれ、②命令権者の決済印のないもの、が見うけられましたので注意しました。

8. 備品の管理状況=台帳の整理および備品の管理はおむね適正に行われていました。

＜児童課＞ 1. 伺書綴=整理状況はおむね適正に処理されていましたが、①決済年月日の記載のないもの、②決済区分誤りのものがありましたので事務処理に注意するよう促しました。

2. 保育料の納付=指定金融機関への払い込みが遅れているもの、おむね適正に収納されていることを認めました。なお、納付方法については本年4月より改善されました。

3. 保育料徴収明細書、入所児童保護台帳納入通知書=各関係書類を審査した結果、昭和49年2月の特別監査報告と同様の指摘事項が見うけられましたので、今後十分留意するよう促しました。

4. 予算の執行事務=執行事務はおむね適正であると認めましたが、一部の事項が見うけられましたので注意しました。

①主管係長の確認印のないもの
②支払い先の記入のないもの
③鉛筆で記入されているもの

5. 備品台帳の整理および管理=早急に備品台帳の整備をするよう指導しました。また現品と照合の結果、①すでに廃棄処分されているが伝票未整理のもの、②所管換えをしたと思われるもの、がありましたので財務規則の規定により整理するよう注意しました。

＜共通事項＞ 1. 施設の管理=各施設ともおむね適正に管理されていたことを認めました。

2. 各関係書類の整理状況=おむね適正に記録整理されていましたが、今後とも文書整理の充実をはかり、事務能率の向上に努めるよう要望しておきました。

やお市政だより

第519号

4

昭和49年12月20日

清掃

昭和50年 粗大ゴミ収集予定表

(表中の数字は各月の収集日。切り取っておはりになれば便利です)

収 集 地 区	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
幸町・泉町・山賀町(以上府道八尾枚方線以東)、桂町、高砂町、山本町北7・8丁目(玉串川以西)	第1月曜	6	3	3	7	5	2	7	4	1	6	3	1
宮町・楠根町・山賀町・泉町・幸町・山城町(以上府道八尾枚方線以西)、末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町	第1火曜	7	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
山城町・北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以西)、宮町・楠根町(以上府道八尾枚方線以東) 北本町3・4丁目	第1水曜	⑥	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
萱振町、小畑町、長池町、緑ヶ丘1・2・4丁目	第1木曜	⑦	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以東)、光町、東本町3～5丁目、荘内町、若草町、小阪合町	第1金曜	⑧	7	7	4	2	6	4	1	5	3	7	5
山本町北6～8丁目(玉串川以東)、福万寺町北、福万寺町、福万寺町南、福栄町、上之島町北 上尾町4～9丁目、西高安町2～5丁目、楽音寺、大竹	第1土曜	⑨	1	1	5	3	7	5	2	6	4	1	6
水越、千塚、大窪、神立、山畑、服部川、黒谷、郡川	第2月曜	13	10	10	14	12	9	14	11	8	13	10	8
東山本町、東町、東山本新町	第2火曜	14	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
緑ヶ丘3・5丁目、堤町、山本町北1～5丁目、山本町北6丁目(玉串川以西)、上之島町南 西高安町1丁目、上尾町1～3丁目	第2水曜	8	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
桜ヶ丘、旭ヶ丘、西山本町、山本町	第2木曜	9	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
東久宝寺、本町、東本町1・2丁目	第2金曜	10	14	14	11	9	13	11	8	12	10	14	12
神武町、渋川町6・7丁目、南久宝寺1～3丁目、西久宝寺、久宝寺、北久宝寺	第2土曜	11	8	8	12	10	14	12	9	13	11	8	13
垣内・恩智(以上外環状線以東)、柏村・神宮寺・二俣(以上近鉄線以東)、教興寺	第3月曜	20	17	17	21	19	16	21	18	15	20	17	15
刑部(刑部住宅を除く)、柏村(外環状線以西)、山本高安町、高安町南、高安町北、垣内(近 鉄線以西)恩智(外環状線以西)	第3火曜	21	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
中田、南本町9丁目、八尾木、大字安中(関西線以北東)、刑部住宅(市道曙川1号線以西) 高美町4～7丁目、山本町南8丁目、別宮	第3水曜	15	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
青山町、南小阪合町、山本町南1～7丁目、刑部住宅(市道曙川1号線以東)	第3木曜	16	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
清水町、明美町、松山町、南本町1～8丁目、高美町1～3丁目	第3金曜	17	21	21	18	16	20	18	15	19	17	21	19
渋川町1～5丁目、高町、安中町、陽光園、栄町、光南町	第3土曜	18	15	15	19	17	21	19	16	20	18	15	20
竹淵、南亀井町、北亀井町、亀井町、跡部北の町3丁目、跡部本町3・4丁目、跡部南の町	第4月曜	27	24	24	28	26	23	28	25	22	27	24	22
跡部北の町1・2丁目、春日町、東太子、太子堂、南太子堂、跡部本町1・2丁目、南植松町	第4火曜	28	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23
沼、太田、若林町、南木の本、木の本、北木の本、西木の本、大字南木の本、大字木の本	第4水曜	22	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24
植松町、永畑町、相生町1～3丁目、老原5～9丁目、大字老原(市道志紀3号線以西)	第4木曜	23	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25
天王寺屋1～2丁目、相生町4丁目、老原1～4丁目、東老原、志紀町1～3丁目(志紀駅以西) 志紀町西、田井中	第4金曜	24	28	28	25	23	27	25	22	26	24	28	26
弓削町、弓削町南、大字弓削、志紀町2・3丁目(志紀駅以東)大字天王寺屋、神宮寺、二俣 (近鉄線以西)、都塚、柏村(外環状線以東、近鉄線以西)	第4土曜	25	22	22	26	24	28	26	23	27	25	22	27

○の日は年始(1月1日～4日)に該当した地区を他の曜日にふりかえて収集するところです。

しあわせを築く道 部落解放をめざして——⑩

前回は人権週間にちなんで、部落問題について述べましたが、年の瀬をひかえ私たちとして一年間をふりかえり、ある人権作文を通してもう一度、身のまわりの人権問題について考え、取り組んでみたいと思います。

「完全解放へ前進」

中学二年・女子

私たちは、小学校から部落問題について、いろいろ習ってきました。みんなは、「人権尊重」「人間はみな平等」ということばを軽々しくいっていますが、それを本当に毎日の生活で実行にうつしたことがあるのでしょうか。生まれたところによって、同じ人間を人間として認めないという事実があります。これこそ、本当に生きている差別だと思えます。

人は、みんな人間として「しあわせに生きたい」と願っています。しかし、私たちは他人の人権をふみにじっていることで、自分がしあわせになろうと考えたことがなかったで

しょうか。「自分より下のものがある」という見下しの考え方をもちたことがなかったでしょうか。私たちの知らないところで、人権をふみにじっていたことがあったかもしれません。

部落は江戸時代において、徳川幕府が自分らの支配権力を守り固めるために政治的に作りだしてきました。それは、武「士」を上に置き、その下に多くの民衆、特に「農」を生かさぬように殺さぬように治め、下見てくらすさせるために、同じ民衆の中から、さらにいやしめる「農・工・商・エタ・非人」というしづめの身分をつくりあげてきました。

この差別支配のなかにくみふせられたすべての民衆は、互に人間の権利と自由を奪われそれらに目をつぶらされてきました。そして互に差別をするうちにばらばらに支配されてきました。中でも、たまたま「エタ」の身分に組み込まれた人たちは、差別を集中的に受け、特に条件の悪い土地に居住させられ、服

装や生活のはしばしまで制限が加えられ、一定の仕事しかできなかったのです。

今、私たちのくらしはどうでしょうか。いや、昔以上に差別されているかわかりません。「明治時代」から「解放令」が出されているのに、今も差別が存在していることはかなしいことです。

「ふるさとをかくす」ことを父はけものような鋭さで覚えた
ふるさとをあばかれ
ふたたびかえらぬ友がいた
ふるさとを告白し
許婚者に去られた友がいた
わが子よ、おまえには
胸はってふるさとを名のらせたい
ひとみをあげ何のためらいもなく
「これが私のふるさとです」と名のらせたい

ふるさとは、だれもが愛し、心のよりどころとなることだと思います。だに部落の

人たちは、「ふるさと」を名のることによって、たちまち差別されるというきびしい現実があります。わが子にだけでも「胸を張ってふるさとを名のらせたい」という親の願いがよくわかります。どんな人でも、くしあわせでありたい、幸福に生きたいと願わないものは一人もないでしょう。

なぜ部落の人たちだけに差別をするのか、とても許されないことなのです。「人間は生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である」ということばが、部落の人々にはないのでしょうか。「部落だけが、同和地区だけがよくなるのはおかしい」という考えもあるようですが、他の人々の人権を尊重していくことが自らの人権を守っていくことになり、国民全体の「完全解放」へ努力していることになると思います。

真に人権を確立し、生活を守りきるために部落解放に力を合わせて取り組みつづけていかねばなりません。